

医療事故防止対策委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年8月30日病院長裁定)

医療事故防止対策委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則（案）

医療事故防止対策委員会リスクマネジャー連絡会議細則（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 副病院長<u>のうちから</u> 2人(2) 事故防止啓発部会責任者(3) 医薬品安全管理責任者(4) 医療機器安全管理責任者(5) 医療放射線安全管理責任者(6) 医療安全管理部所属の医師(7) 内科系診療科副科長のうちから 若干人(8) 外科系診療科副科長のうちから 若干人(9) 中央診療施設等の副部長等のうちから 若干人(10) 副薬剤部長のうちから 1人(11) 副看護部長等のうちから 若干人(12) 専任リスクマネジャー(13) 経営企画課長	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 副病院長<u>(事故防止・安全問題担当)</u> 2人(2) 事故防止啓発部会責任者(3) 医薬品安全管理責任者(4) 医療機器安全管理責任者(5) 医療放射線安全管理責任者(6) 医療安全管理部所属の医師(7) 内科系診療科副科長のうちから 若干人(8) 外科系診療科副科長のうちから 若干人(9) 中央診療施設等の副部長等のうちから 若干人(10) 副薬剤部長のうちから 1人(11) 副看護部長等のうちから 若干人(12) 専任リスクマネジャー(13) 経営企画課長

(14) 医療支援課長

(15) その他医療事故防止対策委員会委員長が必要と認めた者

2 前項第1号及び第7号から第11号までの委員は、医療事故防止対策委員会委員長（以下「対策委員会委員長」という。）が指名する。

（任期）

第3条 前条第1項第1号、第7号から第11号及び第15号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（略）

附 則

1 この細則は、令和3年8月30日から施行し、改正後の医療事故防止対策委員会リスクマネジャー連絡会議細則は、令和3年7月1日から適用する。

2 この細則の施行後、最初に委嘱される第2条第1項第1号の委員の任期は第3条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

【改正理由】

令和3年7月1日付け病院組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

(14) 医療支援課長

(15) その他医療事故防止対策委員会委員長が必要と認めた者

2 前項第7号から第11号までの委員は、医療事故防止対策委員会委員長（以下「対策委員会委員長」という。）が指名する。

（任期）

第3条 前条第1項第7号から第11号及び第15号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（略）